

▼協議第8号 地域自治組織等の取扱い(その2)

○第5回合併協議会において、「富合町合併特別区」を設置することが承認されましたが、今回はその規約について承認されました。



●合併特別区規約の主なもの  
設置期間 合併の日から5年間  
処理する事務

- ・ 公の施設の設置及び管理
  - ・ 区域におけるコミュニケーション関連施策
  - ・ 区域における地域振興イベント及び文化・伝統の継承
  - ・ 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業
  - ・ 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業
- 区長 熊本市長が選任(任期は2年とし、再任を妨げない)

▼協議第37号 都市計画の取扱い(その1)

- 都市計画区域
  - 都市計画区域区分
- 継続審議となっていました。都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぎます。合併後直ちに、富合町区域の宇土都市計画区域の取り扱いについて、関係機

関と協議するものとして承認されました。

▼協議第40号 教育関係事業の取扱い(一部再提案)

○次の承認を受けていた項目について、再提案がなされ、次のとおり取り扱うものとして承認されました。

- 公民館の運営  
合併時に熊本市富合公民館として統合します。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置します。
- 公民館使用料  
熊本市富合公民館及びホールの使用料については、合併後5年間に限り現行のとおり継続し、その後は熊本市の制度に統合します。
- 図書館の施設管理運営  
熊本市富合公民館図書室とし、閉館時間については、合併後5年間に限り現行のとおり継続し、その後は熊本市の制度に統合します。
- 図書管理の管理  
合併時に熊本市富合公民館図書室となり、電算システムは統合されませんが、一部(複写サービスは廃止)を除き、5年間に限り現行のとおり継続し、その後は熊本市の制度に統合します。

▼協議第16号 使用料・手数料の取扱い

○住民の一体性の確保や公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料は、原則として合併時に熊本市の制度に統合します。  
ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとして承認されました。

## 合併協定調印式

平成19年10月31日(水)午前11時からKKRホテル熊本において、合併協定項目を確認するため、幸山熊本市長・村崎富合町長による合併協定書への調印が行われました。

牛嶋熊本市議会議長をはじめ、合併協議会委員全員が立会人として署名されるとともに、潮谷熊本県知事が特別立会人として署名されました。



合併協定書に調印する幸山熊本市長(左)と村崎富合町長(右)



合併協定書



潮谷県知事と握手する両市町長



合併協議会委員の皆さん